

北陸農政局消費・安全対策交付金事後評価会設置要領

第 1 事後評価会の設置

消費・安全対策交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 消安第 10270 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 3 の（1）に基づき、北陸農政局における当該交付金に係る事後評価を実施するため、北陸農政局消費・安全対策交付金事後評価会（以下、「事後評価会」という。）を設置するものとする。

第 2 事後評価会の構成

- 1 事後評価会は、各事業を所管する担当部長をもって構成する。
- 2 説明者は各事業担当課長とする。
- 3 その他必要に応じ、関係課担当者を事後評価会に出席させることができるものとする。

第 3 事後評価会における検討事項

- 1 消費・安全対策交付金の事後評価に関する事項。
- 2 その他、交付金の事後評価に関し必要な事項。

第 4 事後評価結果の取りまとめ

- 1 事後評価会は、事後評価会で決定された事後評価結果について、「北陸農政局消費・安全対策交付金事後評価第三者評価会」から意見を聴取するものとする。
- 2 1 により聴取した意見を踏まえ、事後評価結果の取りまとめを行う。

第 5 その他

事後評価会に関する事務局（庶務）は、関係課の協力を得て、消費生活課において行う。

附則

この要領は、平成 28 年 9 月 2 日から施行する。